

平成 22 年 3 月 25 日

理事長裁定

## 学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、学校法人君津学園行為規範基本規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、各種のハラスメントの防止に必要な措置をとるための方途等について規定することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 学園は、その学生、生徒、幼児、保護者、教職員及び関係者に対するあらゆる形の嫌がらせや人権侵害をなくし、これら全ての人々が快適な環境で教育、保育、研究、学習、労働を行い又は教育、保育を受ける権利を擁護するために必要な措置を講じ、被害者の救済、援助を行い、加害者に対する適切な措置をとるものとする。

(定義)

第 3 条 この規則に用いる用語の定義は、当該各号の前段に示す用語について、後段の示す内容とする。

- (1) 学生等 学園の設置する学校に在学している学生、生徒及び児童
- (2) 保護者 学園の設置する学校に在学し又は入学を希望する者の親権者、後見人、保佐人及び補助人並びに事実上学生等を養護する者
- (3) 教職員 学園と雇用契約を締結して、その指示に従って業務を行うものを言い、短時間勤務労働者を含む
- (4) 関係者 学園と売買、請負、委任契約等を締結し、その契約の主旨に基づき債務を履行している者及びそれらの者の指示により労務を提供している者
- (5) ハラスメント アカデミックハラスメント、スクールハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びその他のハラスメント
- (6) アカデミックハラスメント 清和大学又は清和大学短期大学部において、教育又は研究の場において行われる権力を利用した各種の「嫌がらせ」ただし、セクシャルハラスメントを除く
- (7) スクールハラスメント 学園の設置する高等学校又は幼稚園において、教育又は保育の場において行われる権力を利用した各種の「嫌がらせ」ただし、セクシャルハラスメントを除く
- (8) セクシャルハラスメント 性的な欲求に基づく言動を行うこと、或いは、性別による役割分担の存在を正当とする意識を前提とした言動を行うことにより、相手が「嫌がらせ」に当たると思惟する行為
- (9) パワーハラスメント 第 5 号から前号に該当しない「嫌がらせ」であって、学園の設置する学校における公的又は事実上の権力を利用し、又は多数の者が共謀して行うもの（同一の相手に対する、同一集団の偶発的、継続的な「嫌がらせ」を含む。）ただし、セクシャルハラスメントを除く
- (10) その他のハラスメント 第 5 号から前号に該当しない各種の「嫌がらせ」

(学園並びに学生等、保護者、教職員及び関係者の責務等)

第4条 学園は、各種のハラスメントを傍観することなく、真摯に対応するものとし、防止のための教職員の研修を行うよう努めるものとする。

2 学園の役員、学生等、教職員及び関係者は、第3条に規定する各種のハラメントを行わないよう努めなければならない。

(アカデミックハラスメントの例示)

第5条 第3条第5号に規定するアカデミックハラスメントの例示は、次の各号に規定するものとする。なお、この規定は、アカデミックハラスメントの例を示すものであり、ここに規定されていない「嫌がらせ」が教育、研究の場において認められるものと解釈してはならない。

(1) 研究の場におけるハラスメント

- ・研究テーマを与えないこと又は特定のテーマを強制すること
- ・研究に関する文献、資料等を教示しないこと
- ・研究成果を占奪し又はその発表を妨害すること
- ・研究能力について、具体的な根拠なく過小評価すること

(2) 教育の場におけるハラスメント

- ・演習授業等において、研究テーマを与えないこと又は特定のテーマを強制すること及びそれらによる自主性を否定すること
- ・指導を行わないこと
- ・具体的な根拠なく、相手の能力を過小評価すること、
- ・学習成果の出ない理由として、抽象的に「精神力不足」を指摘すること
- ・通常的能力では達成しがたい課題を課すること
- ・自己の能力を顕示することによって、学生の学習意欲を萎縮させること
- ・学習や試験受験のために必要な情報を特定の者に与えないこと
- ・単位認定について不公正な対応をすること
- ・進路について不必要な干渉を行い或いは就職試験受験を妨害すること

(3) 学内の日常行動におけるハラスメント

- ・暴力的あるいは人格を傷つける言動を行うこと
- ・プライバシーに関することを言いふらすこと
- ・退学や退職を示唆し、強要すること
- ・通常的能力では達成しがたい質又は量の業務を課すること

(アカデミックハラスメントの禁止と対応)

第6条 清和大学及び清和大学短期大学部の教職員並びに学生は、前条に例示するハラスメントを行わぬよう努めるものとする。

2 アカデミックハラスメントの被害を受け、又はその事実を知った者は、別表1に規定する担当窓口に通報し、必要な措置を求めることができる。

(スクールハラスメントの例示)

第7条 第3条第5号に規定するスクールハラスメントの例示は、次の各号に規定するものとする。なお、この規定は、スクールハラスメントの例を示すものであり、ここに規定されていない「嫌がらせ」が教育の場において認められるものと解釈し

てはならない。

(1) 教育の場におけるハラスメント

- ・ 授業等において、生徒の尊厳、自主性を否定すること
- ・ 保育の場において幼児の尊厳を傷つけ又はその自発的活動を損なう保育を行うこと
- ・ 指導を行わないこと
- ・ 教育又は保育の場において、特定の生徒又は幼児に不当に優越的な地位を与え又は差別的取り扱いを行なうこと
- ・ 具体的な根拠なく、相手の能力を過小評価すること、
- ・ 学習成果の出ない理由として、抽象的に「精神力不足」を指摘すること
- ・ 通常的能力では達成しがたい課題を課すること
- ・ 自己の能力を顕示することによって、生徒の学習意欲を萎縮させること
- ・ 学習や試験受験のために必要な情報を特定の者に与えないこと
- ・ 試験について不公正な対応をすること
- ・ 進路について不必要な干渉を行いあるいは就職試験受験を妨害すること

(2) 学内の日常行動におけるハラスメント

- ・ 暴力的或いは人格を傷つける言動を行うこと
- ・ プライバシーに関することを言いふらすこと
- ・ 退職を示唆し、強要すること
- ・ 通常的能力では達成しがたい質又は量の業務を課すること

(スクールハラスメントの禁止と対応)

第8条 学園の設置する高等学校及び幼稚園教職員並びに生徒は、前条に例示するハラスメントを行わぬよう努めるものとする。

2 スクールハラスメントの被害を受け、又はその事実を知った者は、別表1に規定する担当窓口に通報し、必要な措置を求めることができる。

(セクシャルハラスメントの例示)

第9条 第3条第5号に規定するセクシャルハラスメントの例示は、次の各号に規定するものとする。なお、この規定は、セクシャルハラスメントの例を示すものであり、ここに規定されていない「嫌がらせ」が教育、保育又は研究の場において認められるものと解釈してはならない。

(1) 性的な欲求に基づく言動を行うこと

- ・ 他者に卑猥な言葉を投げかけて不愉快に気分させること
- ・ 異性あるいは同性のヌード写真などを他者の目に付くように掲示すること
- ・ 酒席などで、異性にお酌やデュエットを強要すること
- ・ 異性に性的な体験を執拗に尋ねる
- ・ 性的な意味合いを持って、異性の身体的特徴について言葉をかける

(2) 性別による役割分担の存在を正当とする意識を前提とした言動を行うこと

- ・ 女性に対して補助的業務を強要すること
- ・ 親しくない異性に、「早く結婚したら」、「早く子どもを育てたら」などと云う

こと

- ・「女にしては仕事出来るね」などと発言すること
- ・初対面や親しくない異性に、「……くん」、「……ちゃん」と呼ぶこと

(セクシャルハラスメントの禁止と対応)

第10条 学園の設置する高等学校及び幼稚園教職員並びに生徒は、前条に例示するハラスメントを行わぬよう努めるものとする。

- 2 セクシャルハラスメントの被害を受け、又はその事実を知った者は、別表1に規定する担当窓口に通報し、必要な措置を求めることができる。
- 3 清和大学及び清和大学短期大学部におけるセクシャルハラスメントに関する措置は、学校法人君津学園教職員行為規範基本規則第7条第3項の規定に基づき、当該規程又は規則により行うものとする。

(その他のハラスメント)

第11条 学園は、各種のハラスメントの防止が、快適な環境で教育、保育、研究、学習、労働を行い又は教育、保育を受けるための必要条件であることを認識し、本規則第5条、第7条及び第9条に例示したハラスメントに該当しない事項であっても、学園の教育等の環境を維持するために必要と判断したときには、それらの「嫌がらせ」を学園から排除するために必要な措置をとるものとする。

(ハラスメント防止のための業務と組織)

第12条 ハラスメント防止するための業務を行うため、学園の設置する各学校に、通報窓口、調査担当及び庶務担当を置く。

- 2 前項に規定する通報窓口、調査担当及び庶務担当は、別表1から3に規定するところによる。当該事案が役員又は法人事務局に関するものである場合には、通報窓口等は、法人本部事務局総務部とする。
- 3 通報窓口は、学生、生徒、幼児、保護者、教職員及び関係者からのハラスメントの被害、被害者、加害者に関する通報を受け付け、その内容の全てを当該学校の長に報告するものとする。
- 4 報告を受けた当該学校の長は、当該学校の調査担当に必要な調査を命じて通報事案を確認し、学則又は就業規則に基づく処分を必要とする場合には、所定の手続きにより、必要な処分を行うものとする。
- 5 前項の規定に基づく処分を行わない場合において、当該学校の長が必要と認めるときには、当該案件の対象となる者の身分に対応して、必要な指導、処置を行う者を指定し、指導等を行わせるものとする。
- 6 第4項に規定により就業規則に基づく懲戒処分を行う場合には、学園の懲戒処分実施に関する規則によりこれを行うものとする。
- 7 学則等により学生又は生徒に対して懲戒を加える場合には、当該学校の学則等の定めるところによるものとする。
- 8 保護者又は関係者に対して、何らかの措置が必要と各学校の長が認めたときには、速やかに法人本部事務局企画室長と協議し、行う措置について理事長の裁定を求めるものとする。

(細則制定)

第13条 学園が設置する各学校の長は、この規則を実施するために必要な細則を制定することができるものとする。

(改廃等)

第14条 この規則は、理事会の議を経て、理事長が改廃する。

2 学園の設置する各学校の長は、この規則の改正について理事長に上申することができる。

附則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表一（通報窓口）

学 校 等	通 報 窓 口
清和大学	事務局総務課長
清和大学短期大学部	事務室長
高等学校	教頭
幼稚園	副園長

別表二（調査担当）

学 校 等	調 査 担 当
清和大学	学長室
清和大学短期大学部	学科長、教務部長、学生部長、事務室長
高等学校	副校長、教頭、校長の指名する者
幼稚園	副園長、主任、園長の指名する者

別表三（庶務担当）

学 校 等	庶 務 担 当 者
清和大学	事務局総務課
清和大学短期大学部	事務室庶務課
高等学校	教頭及び校長の指名する者
幼稚園	副園長及び主任